

三重県公報

平成20年4月18日(金)

第 1976 号

毎週火・金曜日発行

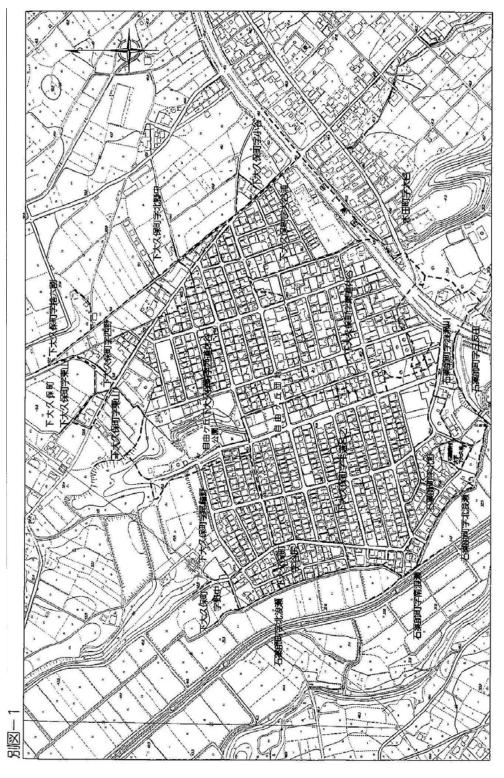
		目	次	
(番号)	(題	名)		(担当) (頁)
	告 示			
234	町及び字の区域並びにその	名称を変更	する旨の届出	(市町行財政室) 2
235	有害な興行の指定			(こども未来室) 4
236	保安林の指定をする予定で	である旨の通	ST CONTRACTOR	(森林保全室) 4
237	保安林予定森林の告示に係	系る通知		(同)5
238	大規模小売店舗立地法の規	見定による大	規模小売店舗の変更の届出	(商工振興室) 6
239	大規模小売店舗立地法の規	見定による意	見の概要	(同)7
240	同件			(同)7
241	同件			(同)8
242	同件			(同)9
243	同件			(同)10
244	特定第1号漁業者の同意が			(水産経営室)10
245	公有水面竣功認可及びその			(維持管理室)10
246	都市公園と道路との兼用コ の関係図書の縦覧	に作物の管理(の方法に係る協議が成立した旨』	及びそ (都市政策室) 11
	海 調 委 告 示			
4	水産動植物の採捕について	の指示		(海区漁業調整委員 12 会)
	公 告			
	特定非営利活動法人の設立	この認証の申	情があった旨及びその関係書類の	D縦覧 (男女共同参画・N 12 P O室)
	同件			(同)13
	同件			(同)13
	特定非営利活動法人の設立	この認証を行っ	った旨	(同) 14
	同件			(同) 14
	同件			(同)14
	同件			(同)15
	特定非営利活動法人の定認		証を行った旨	(同)15
	平成20年度毒物劇物取扱者			(薬務食品室) 16
	入会林野整備計画の認可の)取消し		(森林・林業経営室) 17
	平成20年度狩猟免許試験の	実施		(自然環境室) 17
	平成20年度狩猟免許更新講	講習及び適性	倹査の実施	(同)18
	土地改良区役員の退任及び	が就任の届出		(農地調整室) 19
	同件			(同)19
	土地改良区の定款変更の認	四		(同)20
	同件			(同) 20
	家畜人工授精師免許証の交	を付		(農畜産室)20
	都市計画の図書の写しの約			(都市政策室) 21
	開発行為に関する工事の完	三 了		(建築開発室)21

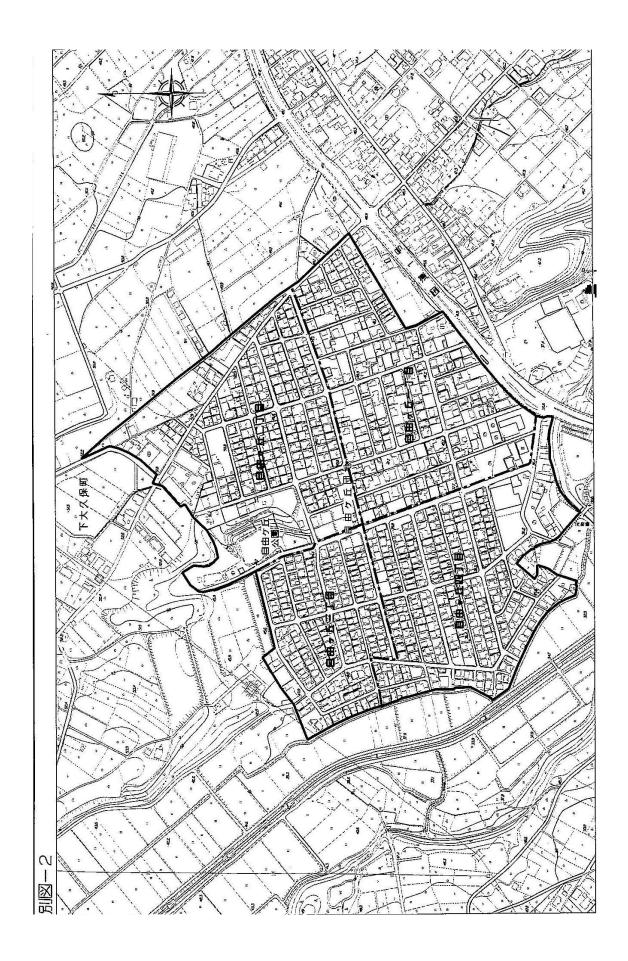
三重県告示第 234 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、鈴鹿市の区域内において、住居表示の実施に伴い、別図1に示す町及び字の区域並びにその名称を別図2に示すとおり変更する旨、同市長から届出がありました。

この届出に係る町及び字の区域並びにその名称の変更は、平成20年11月1日から効力を生ずるものとします。 平成20年4月18日

三重県知事 野 呂 昭 彦





別図-2の明細

新町の名称	旧町又は字の名称及び区域	新町の区域
自由ヶ丘一丁目	下大久保町字牛遠呂之の一部	下大久保町字牛遠呂之1633の9の地先から市道下大久保128号
	下大久保町字西道休谷の一部	線、市道木田下大久保線、下大久保町字大谷浦2690の38の地先
	下大久保町字東道休谷の一部	から2690の37、2690の44、2690の64、2690の67、2690の68、2690
	下大久保町字大谷浦の一部	の69、2690の70、2690の71、2690の74、2690の36の地先、市道
	下大久保町字小谷の一部	下大久保118号線、国道1号北側の線、市道下大久保113号線、
	石薬師町字浪瀬川の一部	市道下大久保114号線に囲まれた区域
自由ヶ丘二丁目	下大久保町字西道休谷の一部	下大久保町字西道休谷2734の地先から2729の地先に至る水路
	下大久保町字西野の一部	西側の線、下大久保町字西道休谷2729の地先、下大久保町字西
	下大久保町字大谷浦の一部	道休谷2728の地先から2724の1の地先に至る水路、市道木田下
	下大久保町字東道休谷の一部	大久保線を通過し、市道下大久保152号線、市道下大久保93号
	下大久保町字牛遠呂之の一部	線、市道下大久保128号線、市道下大久保114号線、下大久保町
		字西道休谷2736の1の地先から2736の2の地先に囲まれた区域
自由ヶ丘三丁目	下大久保町字谷尻の一部	大久保町字谷尻1609の地先から1612の31、1612の15の地先、市
	下大久保町字尾崎野の一部	道下大久保139号線を通過し、下大久保町字尾崎野1690の158
	下大久保町字西道休谷の一部	の地先から1690の64、1690の163、1690の65の地先、市道下大
	下大久保町字牛遠呂之の一部	久保140号線北側の線から東側の線、下大久保町字西道休谷
		2735の9の地先から2735の10、2735の11の地先、市道下大久保
		114号線、市道下大久保128号線、市道下大久保139号線、市道
		下大久保138号線、下大久保町字谷尻と石薬師町字北浪瀬との
		町界に囲まれた区域
自由ヶ丘四丁目	下大久保町字谷尻の一部	下大久保町字谷尻1612の17の地先から市道下大久保138号線、
	下大久保町字牛遠呂之の一部	市道下大久保139号線、市道下大久保128号線、市道下大久保114
	石薬師町字浪瀬川の一部	号線、市道下大久保113号線北側の線、国道1号北側の線、浪瀬
	石薬師町字北野の一部	川北側の線、市道石薬師65号線、石薬師町字北野918の22の地
	石薬師町字北浪瀬の一部	先から918の21、918の20、918の19、918の60、918の39、918
		\(\tag{0}67\), \(918\tag{0}40\), \(918\tag{0}65\), \(918\tag{0}41\), \(918\tag{0}64\), \(918\tag{0}46\), \(918\tag{0}46\
		の6、918の66の地先、市道石薬師71号線を通過し、石薬師町字
		北野918の9の地先、石薬師町字北浪瀬4028の地先、石薬師町字
		北野と石薬師町字北浪瀬との字界、石薬師町字北野と石薬師町
		字南浪瀬との字界、石薬師町字北野と石薬師町字北浪瀬との字
		界、下大久保町字牛遠呂之と石薬師町字北浪瀬との町界、下大
		久保町字谷尻と石薬師町字北浪瀬との町界に囲まれた区域
	摘要	境界線が道路又は水路の場合、東西線は南側、南北線は東側の
		側線とする。

三重県告示第 235 号

三重県青少年健全育成条例 (昭和 46 年三重県条例第 62 号) 第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

番号	区分	興行名	配	給	会	社	名	等	指 定年月日	指定理由
38	映画	桃尻パラダイス いんらん夢昇天	才	_	Ľ	_	映	画	平成20年 4月18日	著しく性的感情 を刺激するた
39	映画	JOUNEN 定の愛	東	Ę	坱	映	:	囲		め、青少年に観 覧させることが
40	映画	悶々不倫 教え子は四十路妻	オ	_	Ľ	_	映	画		その健全な育成を阻害すると認
41	映画	痴漢蚊帳の内 茄子と四十路後家	新	日	Z	Z	映	囲		められる。

三重県告示第 236 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第1 1 保安林予定森林の所在場所

多気郡大台町大井字滝本谷687、702、704、字忠二ケ谷751の1、752、753、754、755、759、760、761、

762、764*O*1

- 2 保安林指定の目的
 - 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字滝本谷687・704・字忠ニケ谷751の1・754・762・764の1 (以上6筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- 第2 1 保安林予定森林の所在場所

多気郡大台町檜原字向仮屋608の1

2 保安林指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字向仮屋608の1(次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- 第3 1 保安林予定森林の所在場所

多気郡大台町岩井字持山谷146の11、146の12、字石垣外177、177の1、178の1、183、183の1、184、193の1、字向大瀬251、258

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字持山谷146の12・字石垣外177の1・178の1・183・183の1・193の1・字向大瀬251・258(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 237 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 30 条の規定による保安林予定森林として告示された旨の通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所

の掲示場に掲示しました。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 2 通知の要旨
- (1) 保安林の所在場所

津市美杉町上多気字奥新田 1909-19、1909-20、1909-36、1909-45

(2) 保安林指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県環境森林部森林振興室及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 238 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあっては代表者の氏名2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) F 1 マート伊船店
 - 鈴鹿市伊船町字東境塚1955-1外2筆
- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店の施設の配置に関する事項
 - ア 駐輪場の位置の変更
 - イ 廃棄物棟の保管施設の位置
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午前0時

変更後 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前8時30分から午前0時30分まで

変更後 午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の出入口の数

変更前 4箇所

変更後 3箇所

3 変更年月日

- 2の(1) 平成20年12月8日
- 2の(2) 平成20年7月9日
- 4 変更理由

2の(1)のア 歩行者の安全確保のため

2の(1)のイ 店舗レイアウト変更のため

2の(2)のア、イ 店舗運営計画の変更のため

2の(2)のウ 来客者の利便性を向上させるため

5 届出の日

平成20年4月7日

届出等の縦覧場所

三重県農水商工部商工振興室

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成20年4月18日から同年8月18日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 239 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の 規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) スーパービバホーム鈴鹿店生活館

鈴鹿市住吉町字谷口8916外9筆

- 2 鈴鹿市から聴取した意見
- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

周辺の交通環境確保のため、従業員、来店者及び運搬者の車両等の違法駐車及び迷惑駐車への対策並びに 周辺歩行者、自転車等の安全確保に留意されたい。特に出入口の右折時の安全確保に留意されたい。

- (2) 騒音の発生に係る事項
 - ア 三重県生活環境の保全に関する条例では、敷地境界において騒音の排出基準が定められており、等価騒音レベルに関する予測値点は、敷地境界と異なっている。騒音の種類によっては、改めて予測ポイントを敷地境界線上で行い、予測結果を算出し直すこと。
 - イ 敷地境界における三重県生活環境の保全に関する条例の基準を超過していると予測される場合は、防音 壁等を設置し、基準を遵守できる計画に変更すること。
 - ウ 工事中伴う騒音、振動、粉塵の発生には、万全の対策を講じること。
 - エ 付近住民から苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
 - オ 地元住民が営業時間やその他騒音など迷惑になると想定される事項については、地元自治会を通じて近 隣住民へ説明会を行う等して周知すること。
 - カ 荷さばきや、廃棄物収集等に伴う騒音に対しては、万全の対策を行うこと。
- (3) その他の事項
 - ア 公害関係法令に係る特定施設又は三重県生活環境の保全に関する条例に係る指定施設を設置するときは、設置着工の30日前までに届出をすること。
 - イ 特定建設作業を実施するときは、作業開始7日前までに届出をすること。
 - ウ 浄化槽から排出される汚水や雨水の最終放流先河川について報告のこと。
- 3 意見の縦覧場所
 - 三重県農水商工部商工振興室
- 4 意見の縦覧の期間及び時間

平成20年4月18日から同年5月19日まで

開庁日の午前 9時から午後 5時まで

三重県告示第 240 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の 規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) スーパービバホーム鈴鹿店資材館

鈴鹿市住吉町字谷口8931外9筆

- 2 鈴鹿市から聴取した意見
- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

周辺の交通環境確保のため、従業員、来店者及び運搬者の車両等の違法駐車及び迷惑駐車への対策並びに周辺歩行者、自転車等の安全確保に留意されたい。特に出入口の右折時の安全確保に留意されたい。

- (2) 騒音の発生に係る事項
 - ア 三重県生活環境の保全に関する条例では、敷地境界において騒音の排出基準が定められており、等価騒音レベルに関する予測値点は、敷地境界と異なっている。騒音の種類によっては、改めて予測ポイントを敷地境界線上で行い、予測結果を算出し直すこと。
 - イ 敷地境界における三重県生活環境の保全に関する条例の基準を超過していると予測される場合は、防音 壁等を設置し、基準を遵守できる計画に変更すること。
 - ウ 工事中伴う騒音、振動、粉塵の発生には、万全の対策を講じること。
 - エ 付近住民から苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
 - オ 地元住民が営業時間やその他騒音など迷惑になると想定される事項については、地元自治会を通じて近 隣住民へ説明会を行う等して周知すること。
 - カ 荷さばきや、廃棄物収集等に伴う騒音に対しては、万全の対策を行うこと。
- (3) その他の事項
 - ア 公害関係法令に係る特定施設又は三重県生活環境の保全に関する条例に係る指定施設を設置するときは、設置着工の30日前までに届出をすること。
 - イ 特定建設作業を実施するときは、作業開始7日前までに届出をすること。
 - ウ 浄化槽から排出される汚水や雨水の最終放流先河川について報告のこと。
- 3 意見の縦覧場所
 - 三重県農水商工部商工振興室
- 4 意見の縦覧の期間及び時間

平成20年4月18日から同年5月19日まで

開庁目の午前 9時から午後 5時まで

三重県告示第 241 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の 規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) フレスポ鈴鹿Aゾーン

鈴鹿市住吉町字谷口8922外10筆

- 2 鈴鹿市から聴取した意見
- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

周辺の交通環境確保のため、従業員、来店者及び運搬者の車両等の違法駐車及び迷惑駐車への対策並びに周辺歩行者、自転車等の安全確保に留意されたい。特に出入口の右折時の安全確保に留意されたい。

- (2) 騒音の発生に係る事項
 - ア 三重県生活環境の保全に関する条例では、敷地境界において騒音の排出基準が定められており、等価騒音レベルに関する予測値点は、敷地境界と異なっている。騒音の種類によっては、改めて予測ポイントを敷地境界線上で行い、予測結果を算出し直すこと。
 - イ 敷地境界における三重県生活環境の保全に関する条例の基準を超過していると予測される場合は、防音

壁等を設置し、基準を遵守できる計画に変更すること。

- ウ 工事中伴う騒音、振動、粉塵の発生には、万全の対策を講じること。
- エ 付近住民から苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- オ 地元住民が営業時間やその他騒音など迷惑になると想定される事項については、地元自治会を通じて近 隣住民へ説明会を行う等して周知すること。
- カ 荷さばきや、廃棄物収集等に伴う騒音に対しては、万全の対策を行うこと。
- (3) その他の事項
 - ア 公害関係法令に係る特定施設又は三重県生活環境の保全に関する条例に係る指定施設を設置するとき は、設置着工の30日前までに届出をすること。
 - イ 特定建設作業を実施するときは、作業開始7目前までに届出をすること。
 - ウ 浄化槽から排出される汚水や雨水の最終放流先河川について報告のこと。
- 3 意見の縦覧場所
 - 三重県農水商工部商工振興室
- 4 意見の縦覧の期間及び時間

平成20年4月18日から同年5月19日まで

開庁日の午前 9時から午後 5時まで

三重県告示第 242 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の 規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) フレスポ鈴鹿Bゾーン

鈴鹿市住吉町字谷口8946外9筆

- 2 鈴鹿市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

周辺の交通環境確保のため、従業員、来店者及び運搬者の車両等の違法駐車及び迷惑駐車への対策並びに周辺歩行者、自転車等の安全確保に留意されたい。特に出入口の右折時の安全確保に留意されたい。

- (2) 騒音の発生に係る事項
 - ア 三重県生活環境の保全に関する条例では、敷地境界において騒音の排出基準が定められており、等価騒音レベルに関する予測値点は、敷地境界と異なっている。騒音の種類によっては、改めて予測ポイントを敷地境界線上で行い、予測結果を算出し直すこと。
 - イ 敷地境界における三重県生活環境の保全に関する条例の基準を超過していると予測される場合は、防音 壁等を設置し、基準を遵守できる計画に変更すること。
 - ウ 工事中伴う騒音、振動、粉塵の発生には、万全の対策を講じること。
 - エ 付近住民から苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
 - オ 地元住民が営業時間やその他騒音など迷惑になると想定される事項については、地元自治会を通じて近 隣住民へ説明会を行う等して周知すること。
 - カ 荷さばきや、廃棄物収集等に伴う騒音に対しては、万全の対策を行うこと。
- (3) その他の事項
 - ア 公害関係法令に係る特定施設又は三重県生活環境の保全に関する条例に係る指定施設を設置するときは、設置着工の30日前までに届出をすること。
 - イ 特定建設作業を実施するときは、作業開始7日前までに届出をすること。
 - ウ 浄化槽から排出される汚水や雨水の最終放流先河川について報告のこと。
- 3 意見の縦覧場所
 - 三重県農水商工部商工振興室
- 4 意見の縦覧の期間及び時間

平成20年4月18日から同年5月19日まで

開庁日の午前 9時から午後 5時まで

三重県告示第 243 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の 規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ホンダカーズ三重北鈴鹿道伯店

鈴鹿市道伯町鍬初2554外6筆

- 2 鈴鹿市から聴取した意見
- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

周辺の交通環境確保のため、従業員、来店者及び運搬者の車両等の違法駐車及び迷惑駐車への対策並びに 周辺歩行者、自転車等の安全確保に留意されたい。特に出入口の右折時の安全確保に留意されたい。

- (2) 騒音の発生に係る事項
 - ア 三重県生活環境の保全に関する条例では、敷地境界において騒音の排出基準が定められており、等価騒音レベルに関する予測値点は、敷地境界と異なっている。騒音の種類によっては、改めて予測ポイントを敷地境界線上で行い、予測結果を算出し直すこと。
 - イ 敷地境界における三重県生活環境の保全に関する条例の基準を超過していると予測される場合は、防音 壁等を設置し、基準を遵守できる計画に変更すること。
 - ウ 工事中伴う騒音、振動、粉塵の発生には、万全の対策を講じること。
 - エ 付近住民から苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
 - オ 地元住民が営業時間やその他騒音など迷惑になると想定される事項については地元自治会を通じて近 隣住民へ説明会を行う等して周知すること。
 - カ 荷さばきや、廃棄物収集等に伴う騒音に対しては、万全の対策を行うこと。
- (3) その他の事項
 - ア 公害関係法令に係る特定施設又は三重県生活環境の保全に関する条例に係る指定施設を設置するとき は、設置着工の30日前までに届出をすること。
 - イ 特定建設作業を実施するときは、作業開始7日前までに届出をすること。
 - ウ 浄化槽から排出される汚水や雨水の最終放流先河川について報告のこと。
- 3 意見の縦覧場所
 - 三重県農水商工部商工振興室
- 4 意見の縦覧の期間及び時間

平成20年4月18日から同年5月19日まで

開庁日の午前 9時から午後 5時まで

三重県告示第 244 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法 (昭和 39 年法律第 158 号) 第 105 条の 2 第 1 項の規定による特定第 1 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

加入区の名称	区 域		
あわび和具浦加入区	三重共第28号及び三重共第30号漁業権の漁場の区域		
あわび神島加入区	三重共第37号、三重共第38号及び三重共第40号漁業権の漁場の区域		

三重県告示第 245 号

公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号) 第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり 竣 功認可をしました。 なお、関係書類は、志摩市役所に備え置いて、この告示の日から起算して 10 年間閲覧に供します。

平成 20 年 4 月 18 日

海岸管理者 三重県

代表者 三重県知事 野 呂 昭 彦

^{しゅん} 竣 功認可年月日及び番号

平成20年4月18日

- 三重県指令県土第88-13号
- 2 免許年月日及び番号

平成7年7月12日

三重県指令河第701号

竣 功認可を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

竣 功認可を受けた者

三重県

津市広明町13番地

代表者

三重県知事 野呂 昭彦

道路管理者 三重県

津市広明町13番地

代表者

三重県知事 野呂 昭彦

4 埋立ての場所

I工区 三重県志摩市志摩町和具字旅立/鼻2580番3地先公有水面

Ⅱ工区 三重県志摩市志摩町和具字旅立/鼻2580番3及び2580番5地先公有水面並びに字奥山2581番及び2582 番47地先公有水面

竣 功面積

I 工区 273. 42 m²

Ⅱ 工区 12, 298. 63 m²

6 埋立地の用途

学校施設用地、護岸及び道路用地

三重県告示第246号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の2第1項の規定により、都市公園と道路との兼用工作物の管理 の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図書は、三重県県土整備部都市政策室及び三重県鈴鹿建設事務所に備え置いて縦覧に供します。 平成 20 年 4 月 18 日

> 三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市公園の名称及び位置
- (1) 名称

亀山サンシャインパーク

(2) 位置

亀山市布気町

2 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 亀山市長 田中 亮太

亀山市本丸町 577 番地

3 管理の内容

兼用工作物の維持、修繕、災害復旧及び許認可等の権限の行使に関する事務

4 管理の期間

平成20年3月28日から当該施設の存続する期間

海調委告示

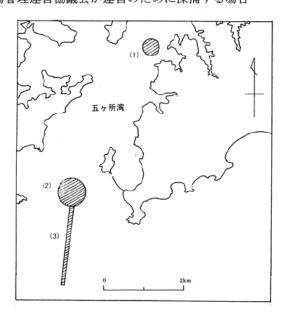
三重海区漁業調整委員会告示第 4 号

熊野灘北部地区海域高度利用システム導入事業(五ヶ所湾海洋牧場)海域における水産動植物の採捕について、 漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

平成 20 年 4 月 18 日

三重海区漁業調整委員会会長 迫 間 虎太郎

- 1 禁止区域(経緯度数値については世界測地系による。別図参照)
- (1) 湾内音響給餌ブイ (北緯 34 度 19 分 17 秒、東経 136 度 41 分 30 秒) を中心とする半径 200 メートル以内 の区域
- (2) 湾口音響給餌ブイ (北緯 34 度 17 分 31 秒、東経 136 度 40 分 02 秒) を中心とする半径 350 メートル以内 の区域
- (3) 誘導礁を中心に幅 100 メートル以内の区域(次の基点①②③④に囲まれた区域) 基点①北緯 34 度 17 分 20 秒、東経 136 度 40 分 00 秒
 - **" ②北緯 34 度 17 分 20 秒、東経 136 度 40 分 05 秒**
 - 』 ③北緯 34 度 16 分 08 秒、東経 136 度 40 分 00 秒
 - **# 4 2 3 4 度 1 6 分 0 8 秒**、東経 13 6 度 4 0 分 0 5 秒
- 2 禁止期間 周年
- 3 禁止する水産動植物 すべての水産動植物
- 4 指示期間 平成20年5月1日から平成21年4月30日まで
- 5 適用除外 試験研究機関が試験研究のために採捕する場合 五ヶ所湾海洋牧場管理運営協議会が運営のために採捕する場合



公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成20年6月7日まで縦覧に供します。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 申請のあった年月日
 - 平成20年4月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
- (1) 名称

特定非営利活動法人グリーンタウン呼吸嚥下研究グループ

- (2) 代表者の氏名
 - 井上 登太
- (3) 主たる事務所の所在地津市高野尾町 3340 番地 66
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く社会・一般市民に対して呼吸ケア及び誤嚥性肺炎に対するケアについての情報を積極的に発信・啓発するとともに、医療従事者に対して呼吸ケア及び誤嚥性肺炎に対するケアの専門知識の情報提供と診断・治療技術の向上を図ることを主目的とする。これらの活動を通じて、質の高い呼吸ケア及び誤嚥性肺炎に対するケアを受けられる地域環境を形成することにより国民の健康と幸福に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成20年6月7日まで縦覧に供します。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 申請のあった年月日
 平成20年4月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
- (1) 名称

特定非営利活動法人クレインボクシングジム

(2) 代表者の氏名

阪 佑子

- (3) 主たる事務所の所在地 鈴鹿市算所二丁目5番1号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、スポーツを通じて青少年の健全育成や老齢者の健康増進・福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成20年6月7日まで縦覧に供します。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 申請のあった年月日
 平成20年4月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
- (1) 名称

特定非営利活動法人めぐみの会

- (2) 代表者の氏名
 - 大塲 弘和
- (3) 主たる事務所の所在地 伊賀市大内 662 番地の 1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者、身体障害者及び精神障害者(以下「障害者」という。) に対して、自宅において 良好に日常生活を継続できるよう日常支援活動、社会参加活動、福祉的就労の場を提供するとともに、障害 者が心身ともに安らぎと、生きがいを感じ豊かな生活を確保するための事業活動を推進し、よって地域福祉 の充実に寄与することを目的とする。 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を 行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則(平成10年三重県規則第69号)第5条第1項の規定 により、次のとおり公告します。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成 20 年 4 月 7 日

- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
- (1) 名称

特定非営利活動法人ありんこ工房

(2) 代表者の氏名

大窪 久美子

(3) 主たる事務所の所在地

津市城山1丁目2524番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者、身体障害者及び精神障害者(以下「障害者」という)に対して、自宅において 良好に日常生活を継続出来るよう日常支援活動、社会参加活動、福祉的就労の場を提供するとともに、障害 者が心身ともに安らぎと、生きがい豊かな生活を確保するための事業活動を推進し、もって地域福祉の充実 に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を 行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則(平成10年三重県規則第69号)第5条第1項の規定 により、次のとおり公告します。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成 20 年 4 月 7 日

- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
- (1) 名称

特定非営利活動法人志輝

(2) 代表者の氏名

山本 満浩

(3) 主たる事務所の所在地名張市西原町 2639 番地 1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者、身体障害者及び精神障害者(以下「障害者」という。)に対して、自宅において 良好に日常生活を継続できるよう日常支援活動、社会参加活動、福祉的就労の場を提供するとともに、障害 者が心身ともに安らぎと、生きがい豊かな生活を確保するための事業活動と子供、老人(以下「弱者」とい う。)に対して、通学路、公園及び散歩道など日常生活に欠かせない公共施設等の安全確保をし、弱者が安心 して生活するための事業活動を推進し、よって地域の福祉、安全の充実に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を 行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則(平成 10 年三重県規則第 69 号)第 5 条第 1 項の規定 により、次のとおり公告します。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成 20 年 4 月 7 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人みどりの絆

(2) 代表者の氏名

石見 彰教

(3) 主たる事務所の所在地 名張市蔵持町里 2405 番地 3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、三重県内の市民に対して、自然との共生による地域の生活の質の向上に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を 行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則(平成10年三重県規則第69号)第5条第1項の規定 により、次のとおり公告します。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成 20 年 4 月 7 日

- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
- (1) 名称

特定非営利活動法人伊賀フットボールクラブ

(2) 代表者の氏名

清水 栄嗣

(3) 主たる事務所の所在地

伊賀市土橋 61 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、スポーツ愛好者及び青少年に対して、サッカーを中心としたスポーツ活動の普及並びにスポーツ競技者の育成・強化に関する事業を行い、スポーツの振興及び青少年健全育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の 認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則(平成10年三重県規則第69号)第5条第1項 の規定により、次のとおり公告します。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成20年4月7日

- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
- (1) 名称

特定非営利活動法人中部国際フォーラム

(2) 代表者の氏名

河上 和也

(3) 主たる事務所の所在地 紀北町海山区相賀809番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、三重県及び周辺地域を中心として、主に東南アジア地域からの外国人の在日住民とその家族への支援、雇用形態の改善、修学、研修及び交流に関する事業を行ない外国籍住民及びその家族と地域住民との問題解決及び外国人雇用の改善及び促進をし、日本文化の修学、研修を目的として活動を行う。また、外国人とその在住地域の人々との交流と環境、教育や地域の保安を主体とした活動を行いコミュニケーションを図るとともに、相互の文化・芸術やスポーツを通じ青少年の国際化と健全育成に努める事を活動目的とする。

毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号) 第8条第1項第3号の規定による平成20年度毒物劇物取扱者 試験を次のとおり実施します。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 試験の日時

平成20年8月10日(日) 午後1時から午後3時まで

2 試験の場所

津市栗真町屋町 1577

三重大学(生物資源学部)

- 3 試験の種類
- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 4 試験科目
- (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 4 号。以下「規則」といいます。)別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては規則別表第 2 に掲げる劇物に限ります。)の性質及び貯蔵その他取扱方法
- (2) 実地試験(筆記により実施します。)

毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目 毒物劇物取扱者試験にあっては規則別表第2に掲げる劇物に限ります。)の識別及び取扱方法

- 5 受験手続
- (1) 提出書類等
 - ア 受験申込書 正本及び副本各1部 計2部
 - イ 写真 1 枚(申込前6月以内に写した無帽正面、上半身像のものであって、縦4.5 cm、横3.5 cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
- (2) 申込用紙の交付
 - ア 交付期間

平成 20 年 6 月 9 日 (月) から同月 27 日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除きます。) の午前 8 時 30 分 から午後 5 時 15 分までとします。

イ 交付場所

県内最寄りの保健福祉事務所(保健所)、四日市市保健所又は三重県健康福祉部薬務食品室

- (3) 受験申込書の提出先
 - ア 県内居住者

県内最寄りの保健福祉事務所(保健所)又は四日市市保健所

イ 県外居住者

県内最寄りの保健福祉事務所(保健所)、四日市市保健所又は三重県健康福祉部薬務食品室

(4) 受験申込書の受付期間

平成20年6月23日(月)から同月27日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までとします。 なお、郵送の場合は、平成20年6月27日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(5) 受験手数料

10,500 円の三重県収入証紙を受験申込書(正本)にはり付けてください。 なお、受験申込書提出後は返金しません。

6 合格発表

平成20年8月29日(金)午前10時に合格者を三重県庁正面玄関及び各保健福祉事務所(保健所)、四日市市保健所に掲示します。また、翌日以降三重県ホームページ(http://www.pref.mie.jp/)にも掲載します。 県外居住者にあっては、直接合格者に通知します。

なお、電話・メールによる照会には応じませんが、合格者には合格証を郵送します。

志摩市磯部町坂崎 481 番地 1、坂崎入会林野整備組合代表者井倉英哉に対し平成 20 年 2 月 29 日付け三重県公報第 1962 号で公告しました坂崎入会林野整備計画の認可について、平成 20 年 4 月18日に取り消しました。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、平成20年度狩猟 免許試験を次のとおり実施します。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 狩猟免許試験を行う日時、場所及び申請書の受付期限

実 施 日 時	会場	申請書の受付期限
平成 20 年 7 月 2 日 (水)	津市一身田上津部田 1234	平成 20 年 6 月 25 日 (水)
9:30~17:00	三重県総合文化センター	の午後 5 時 15 分まで
平成 20 年 8 月 3 日 (日)	津市栄町1丁目 891	平成 20 年 7 月 28 日 (月)
9:30~17:00	三重県吉田山会館	の午後 5 時 15 分まで
平成 20 年 8 月 24 日 (日)	津市栄町1丁目 891	平成 20 年 8 月 18 日 (月)
9:30~17:00	三重県吉田山会館	の午後 5 時 15 分まで

2 免許試験を受けることができる者

三重県内に住所を有する者で鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「法」といいます。)第40条 各号のいずれにも該当しないものとします。

- 3 受験手続
- (1) 提出書類
 - ア 狩猟免許申請書
 - イ 受験票

必要事項を記入し、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚をはり付けてください。

ウ 医師の診断書

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) 第4条第1項第1号の規定による銃砲所持許可を現に受けていない者にあっては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当するかどうかについての医師の診断書

- エ 住民票抄本 (現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、必要 ありません。)
- (2) 受験手数料

5,300 円分(現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、4,000 円分)の三重県収入証紙を狩猟免許申請書にはり付けてください。

(3) 受付場所

住所地を所管する各農林(水産)商工環境事務所で受け付けます。

- 4 試験科目
- (1) 知識試験

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識

(2) 適性試験

視力、聴力及び運動能力

(3) 技能試験((1)及び(2)の合格者に対して行います。)

猟具の取扱い、鳥獣の判別及び距離の目測(網猟免許及びわな猟免許受験者は、距離の目測を除きます。)

5 試験科目の一部免除

狩猟免許を現に受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、知識試験のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識の試験を免除します。

6 合格者の発表

技能試験終了後、5 日以内に合格者の受験番号を県庁掲示板に発表するとともに、受験者に郵送で通知します。

7 その他

- (1) 狩猟免許申請書及び受験票の用紙は、各農林(水産)商工環境事務所で交付するものを使用してください。
- (2) その他狩猟免許試験の詳細については、三重県環境森林部自然環境室又は各農林(水産)商工環境事務所へ問い合わせてください。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 51 条の規定により、平成 20 年度狩猟 免許更新講習及び適性検査を次のとおり実施します。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 日時、場所及び申請書の受付期限

所管	主たる対象地域	開催年月日 及び受付時間	会場	申請書の受付期限	
四日市	四日市農林商工環境	平成20年7月11日(金)	四日市市新正4-21-5	平成20年7月4日(金)	
四日川	事務所管内	8:30~9:00	三重県四日市庁舎	の午後5時15分まで	
津	津農林水産商工環境	平成20年7月4日(金)	津市桜橋3-446-34	平成20年6月27日(金)	
(丰)	事務所管内	8:30~9:00	三重県津庁舎	の午後5時15分まで	
+√ k⊏	松阪農林商工環境	平成20年7月16日(水)	松阪市高町138	平成20年7月9日(水)	
松阪	事務所管内	8:30~9:00	三重県松阪庁舎	の午後5時15分まで	
/31. abt.	伊勢農林水産商工環境	平成20年7月9日(水)	伊勢市勢田町622	平成20年7月2日(水)	
伊勢	事務所管内	8:30~9:00	三重県伊勢庁舎	の午後5時15分まで	
/31. 7/D	伊賀農林商工環境 平成20年7月10日(木)		伊賀市四十九町2802	平成20年7月3日(木)	
伊賀	事務所管内	12:30~12:55	三重県伊賀庁舎	の午後5時15分まで	
尾鷲	尾鷲農林水産商工環境	平成20年7月8日(火)	尾鷲市坂場西町1-1	平成20年7月1日(火)	
	事務所管内	8:00~8:30	三重県尾鷲庁舎	の午後5時15分まで	
台に田文	熊野農林商工環境	平成20年7月24日(木)	熊野市井戸町371	平成20年7月17日(木)	
熊野	事務所管内	8:30~9:00	三重県熊野庁舎	の午後5時15分まで	
津	県内全域	平成20年8月31日(日)	津市桜橋3-446-34	平成20年8月25日(月)	
(年	氘 F T 主 - 収	9:00~9:30	三重県津庁舎	の午後5時15分まで	

2 受講及び受検対象者

平成 20 年 9 月 14 日まで有効の狩猟免許を持っている者(平成 17 年度に狩猟免許を受けた者又は更新した者)で、狩猟免許の更新を受けようとするものとします。ただし、種類及び有効期間が満了する日の異なる 2 以上の狩猟免許を受けている者が当該狩猟免許の更新を受けようとする場合にあっては、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が満了した日の翌日において当該有効期間が満了した狩猟免許及び当該有効期間が満了した狩猟免許以外の種類の狩猟免許を更新することができます。

3 受講及び受検の手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許更新申請書

イ 狩猟免許更新講習及び適性検査受検票

必要事項を記入し、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚をはり付けてください。

ウ 医師の診断書

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) 第4条第1項第1号の規定による銃砲所持許可を現に受けていない者にあっては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までの規定に該当するかどうかについての医師の診断書

(2) 受講及び受検手数料

2,900円分の三重県収入証紙を狩猟免許更新申請書にはり付けてください。

(3) 受付場所

住所地を所管する各農林(水産)商工環境事務所で受け付けます。

- 4 講習科目及び適性検査の内容
- (1) 講習科目

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別、鳥獣の保護管理並びに猟具の取扱い

(2) 適性検査

視力、聴力及び運動能力の検査

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任 の届出がありました。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 呂 昭 彦

退任理事		
,_,_,,_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		

	坂井土地改良区(桑名市大字坂井 444 番地)							
退任								
桑名	市大字坂	5井 444 番地	郡		竹	_		
"	"	857 番地	中	Ш	幸	衛		
"	"	167-4 番地	郡		正	義		
IJ	"	574-1 番地	渡	辺		繁		
"	"	529 番地	郡			環		
"	"	677 番地	中	Ш	正	己		
"	"	527 番地	渡	辺	春	男		
"	"	491 番地	郡	三	千	男		
"	"	650 番地	伊	藤		哲		
"	"	1068 番地	郡		戦	_		
退任!	監事							
桑名	市大字坂	· 并 439 番地	郡		由	男		
"	大字北	別所 173 番地	多	賀	徳	生		
就任	理事							
桑名	市大字坂	井 444 番地	郡		竹	=		
"	"	857 番地	中	Ш	幸	衛		
"	"	167-4 番地	郡		正	義		
"	"	574-1 番地	渡	辺		繁		
"	"	529 番地	郡			環		
"	"	677 番地	中	Ш	正	己		
"	"	527 番地	渡	辺	春	男		
"	"	491 番地	郡	三	千	男		
"	"	650 番地	伊	藤		哲		
"	"	545 番地	稲	垣	峯	雄		
就任	就任監事							
桑名	市大字坂	井 439 番地	郡		由	男		
"	大字北	:別所 173 番地	多	賀	徳	生		

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任 の届出がありました。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 呂 昭 彦

嘉例川土地改良区 (桑名市大字嘉例川 40 番地の 2)

退任理事

,_	— ·				
桑名	市大字嘉例川 66 番地の 5	伊	藤	直	枝
"	" 144 番地	小	池	春	生
"	大字芳ヶ埼 1621 番地	内	田	順	_
"	大字森忠 491 番地	加	藤	安	男
"	大字嘉例川 164 番地	伊	藤	正	文
"	大字森忠 854 番地	渡	辺	和	政
"	大字星川 438 番地	Щ		甚是	之助
"	大字嘉例川 68 番地の 8	伊	藤	孝	弘

桑	名市大字嘉例	∬川 75 番地	伊	藤	龍	雄
"	"	119番地の2	小	池		豊
"	"	113 番地	伊	藤	政	博
"	IJ	68 番地	伊	藤	清	明
"	IJ	1221 番地の 1	伊	藤	宣	明
"	"	147 番地	伊	藤	光	夫
"	大字星川 8	1番地	松	尾	安	男
退任盟	監事					
桑名市	市大字嘉例川	120 番地	小	池	_	司
"	"	149 番地	小	池		覚
"	"	75 番地の 2	伊	藤	幸	光
就任理	理事					
桑名市	市大字嘉例川	66 番地の 5	伊	藤	直	枝
"	"	144 番地	小	池	春	生
"	"	75 番地	伊	藤	龍	雄
"	"	119番地の2	小	池		豊
"	"	113 番地	伊	藤	政	博
"	"	68 番地の 8	伊	藤	孝	弘
"	"	164 番地	伊	藤	正	文
"	"	147 番地	伊	藤	光	夫
"	"	68 番地	伊	藤	清	明
"	大字星川 1	221番地の1	伊	藤	宣	明
"	大字森忠 8	54 番地	渡	辺	和	政
"	大字星川 4	38 番地	Щ	П	甚之	2助
"	<i>II</i> 8	1番地	松	尾	安	男
"	大字嘉例川	162 番地	伊	藤		昇
IJ	"	66番地の1	小	池	晴	久
就任題	監事					
桑名ī	市大字嘉例川	120 番地	小	池	_	司
"	"	149 番地	小	池		覚
"	"	75番地の2	伊	藤	幸	光

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、いなべ川用水第三土地改良区(桑名市大字坂井650番地)の定款の変更を認可しました。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、市木川沿岸土地改良区(南牟婁郡御浜町大字下市木919番地の10)の定款の変更を認可しました。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)第 18 条の規定により、次のとおり家畜人工授精師免許証を交付しました。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

氏 名	免許番号	免許年月日	備考
稲森 宣裕	913	平成 20 年 4 月 2 日	牛
長宗 純一	914	平成 20 年 4 月 3 日	牛

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画の種類及び名称

御浜都市計画道路

3・5・1 号岡平見線他 2 線

熊野都市計画道路

3・5・2号西川町獅子岩線他3線

鳥羽都市計画道路

3・5・2 号小浜海岸線他1線

尾鷲都市計画道路

3・5・7 号北浦矢の浜線他 4 線

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策室

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 2 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 20 年 4 月 18 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

工	事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
	平成20年 4月10日	いなべ市藤原町大貝戸字井瀬陸2767ほか25筆	いなべ市員弁町笠田新田111 員弁土地開発公社 理事長 日 沖 靖

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書室

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.jp/